

## 3. 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

施策の方向	めざす5年後の姿	主な取組内容
(1) 地域活動の充実	住民相互のつながりの深化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティセンター等の整備・充実</li> <li>● 地域行事等の開催促進</li> <li>● 「あいさつ運動」の実施</li> <li>● 社会資源開発・活動促進の体制づくり</li> </ul>
(2) 健康づくり・生きがいづくり	健康でいきいきと地域で暮らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の主体的な健康づくり活動等への支援</li> <li>● 健康・生きがい活動推進組織の育成・支援</li> <li>● サロン活動の活発化に向けた運営支援</li> <li>● 交流の場や居場所づくりの推進</li> </ul>
(3) 助け合い・支え合い活動の充実 <span style="color:red; font-weight:bold;">ポイント5</span>	地区単位での支え合いの継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ちょこボラ」の普及・導入支援</li> <li>● 地域福祉の担い手の活動支援</li> <li>● 住民同士の支え合い活動の展開支援</li> </ul>

### 地域福祉計画（後期）とは？

誰もが、住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて地域の福祉課題の解決に取り組むしくみ（地域福祉）の基盤を形成するための行政による「地域福祉計画」と、地域福祉を具体的に進めていくための社会福祉協議会（社協）による「地域福祉活動計画」の両計画を一体化し、策定したものです。

地域社会の変容が見られる中で、今後、より一層、地域福祉を重層的に展開していくことが重要となります。

### どのような目的で策定するの？

複合的な課題を抱える人への支援やウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した支援体制づくりとともに、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみ（＝丸ごと）に転換し、あらゆる市民が役割を担い（＝我が事）、支え合いによって「地域共生社会」を実現すること、また、社会福祉法の改正や新たな法律の施行にともなう福祉分野の新たな課題に取り組んでいくことを目指して策定するものです。

### 地域福祉を進めるための基本的な考え方

亀山市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化しながら、ともに支え合う「共助」の機能を高め、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごす「地域共生社会（「@だんの、@らしの、@あわせ」のまち亀山）」の実現と、複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間のニーズに対応するための重層的支援体制の整備に向けて、次の基本理念を掲げます。

### 基本理念

## ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち

— 共助と共生の地域社会を築こう —

基本目標

1. 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進
2. 地域の連携で安心を生み出す環境づくり
3. 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

### 重点的な取組

#### 重層的支援体制整備事業

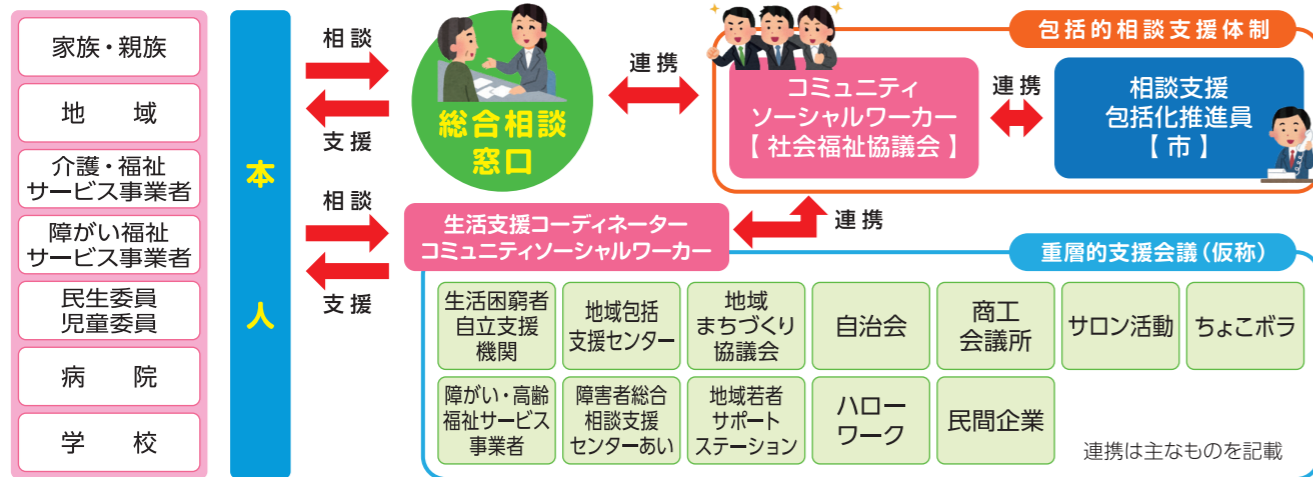
本計画におけるすべての取組が重層的支援体制の整備に資するものであることから、施策を一貫する「横串」として重層的支援体制整備にかかる取組を定めます。

重層的支援体制整備事業は次の3つの事業を一体的に実施するものです。

- 相談支援 … 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず相談を受けとめる
- 参加支援 … 社会との関係が希薄な人には、参加に向けた支援を行う
- 地域づくり … 住民同士の関係性を育み、地域における社会的孤立を防ぐ

ポイント5

### 助け合い・支え合い支援の体制



### 「ちょこボラ」に取り組んでみませんか

「ちょこボラ」とは「ちょこっとボランティア」の略で、地域において住民同士の助け合い・支え合いによって、ごみ出しや草刈りなどの支援を行い、福祉課題の解決に取り組むものです。

市内では、「昼生・井田川北・坂下・城北」の各地区で、取組がスタートしています。

各地区で地域の実情に応じた、住民主体の取組が行われるよう、市と生活支援コーディネーターがお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

### 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)

3つの役割

地域の現状把握・見える化

ふれあい・いきいきサロン活動の推進

住民同士の支え合い活動(ちょこボラ)の推進

### 第2次亀山市地域福祉計画 [後期]

発行年月：令和4年3月 発行：亀山市、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会

市地域福祉課 Tel: 0595-84-3311 Fax: 0595-82-8180 E-mail: fukushi@city.kameyama.mie.jp

社会福祉協議会 Tel: 0595-82-7985 Fax: 0595-83-1578 E-mail: aiai@kameyama-shakyo.or.jp

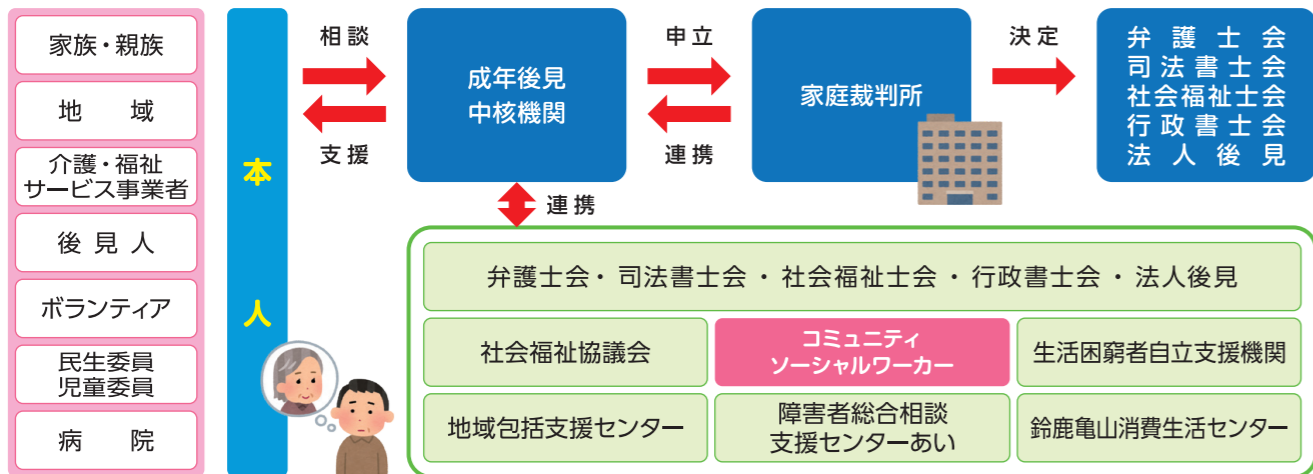
〒519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 総合保健福祉センター「あいあい」内

## 1. 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

施策の方向	めざす5年後の姿	主な取組内容
(1) 福祉意識の向上	「共生社会や誰一人取り残さない社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉の理念の普及・啓発</li> <li>● 地域福祉を学ぶ機会づくり</li> <li>● 市民交流の場の提供</li> <li>● 「誰一人取り残さない社会」づくりの意識啓発</li> </ul>
(2) 担い手の育成	「地域共生社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区レベルの人材の確保・育成とスキルアップ</li> <li>● 福祉の担い手の裾野拡大</li> <li>● 将来にわたる福祉人材の育成</li> </ul>
(3) 権利擁護の充実 (成年後見制度利用促進計画)	自分らしく生活できる支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権に関する啓発活動と相談体制の充実</li> <li>● 差別や虐待・DVの予防及び早期発見・対応</li> <li>● 生活支援の充実と地域連携ネットワークの構築</li> <li>● 成年後見の促進と法人後見等の体制づくり</li> </ul>
(4) 生活困窮者やひきこもり支援の推進	関係機関との連携や地域住民による支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育と福祉の連携による子どもの貧困対策</li> <li>● 相談窓口の明確化と社会復帰支援</li> <li>● アウトリーチによる相談体制の強化</li> <li>● 生活困窮者の自立支援体制の構築</li> </ul>
(5) 再犯防止対策の推進 (再犯防止推進計画)	更生・社会復帰できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会を明るくする運動等による啓発</li> <li>● 更生保護活動の支援と相談支援体制の強化</li> <li>● 社会とのつながりをつくる支援体制の整備</li> </ul>

ポイント1

### 中核機関（成年後見）の体制

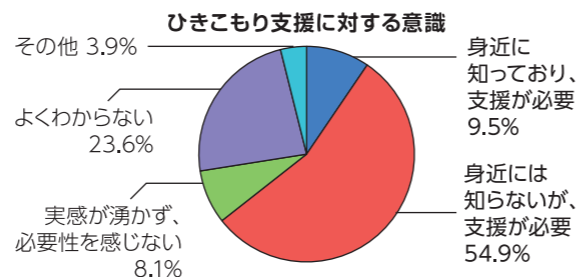


ポイント2

### ひきこもりに関する実態調査について

市が実施したアンケートによると、「身近には知らないが、支援が必要」の比率が50%を超え、「身近に知り、支援が必要」の比率も約10%となり、「支援が必要であると感じる」人は、60%以上となります。

病気や人間関係の問題のために、社会に出てからひきこもりになる人も多くみられ、地域のつながりと専門職のネットワークによって、生活面・就労面の支援の充実に取り組みます。

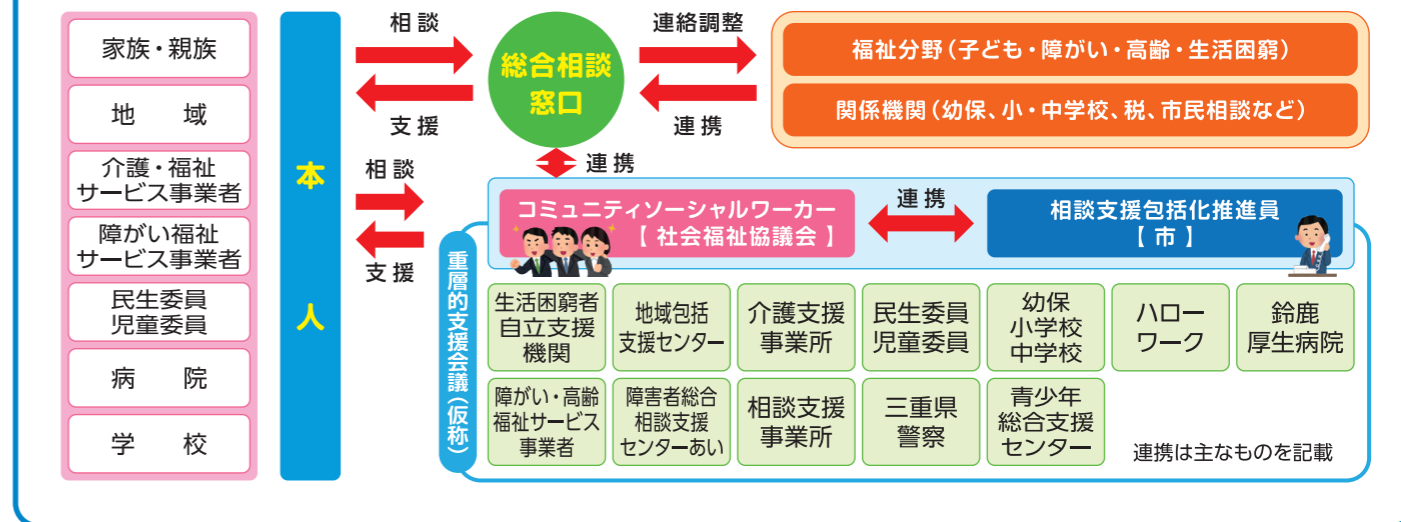


## 2. 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

施策の方向	めざす5年後の姿	主な取組内容
(1) 情報提供の充実	分かりやすい「福祉情報」の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源情報の一元化と効果的な利活用</li> <li>● ニーズに応じた福祉サービスの情報提供</li> <li>● 福祉関係者への情報提供</li> <li>● アウトリーチなどによる福祉課題の把握と解決</li> </ul>
(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実	「断らない」総合相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「断らない」総合相談窓口の設置</li> <li>● 身近な場での相談体制の整備</li> <li>● 社会福祉法人間の連携強化</li> </ul>
(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進	住民主体の福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアコーディネート機能の強化</li> <li>● 地域福祉活動のサポート体制づくり</li> <li>● 認知症サポーターなどによる支援体制づくり</li> </ul>
(4) 地域の防災対策の充実	「共助」による防災の日常化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難行動要支援者への支援等の充実</li> <li>● 個別避難計画の策定</li> <li>● 地域の「受援力」の向上</li> </ul>
(5) 関係機関の連携強化	多職種・多機関連携による支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 包括的な相談支援体制の充実・強化</li> <li>● コミュニティソーシャルワーク機能の強化</li> <li>● 多機関協働の支援体制づくり</li> </ul>

ポイント3

### 包括的相談支援の体制



ポイント4

### コミュニティソーシャルワーカーとは

「コミュニティソーシャルワーカー (CSW)」は、他の専門職との連携 (チーム) によって、次のような支援を行います。

- 個別支援** 生活上の課題を抱える個人や家族に対する支援
- 地域支援** 地域の生活環境の整備や、住民主体サービスの組織化などの支援

いわゆる「8050問題」など、制度の狭間で複合的な課題を抱える人への支援の充実を進めていきます。

